



2012 年アマチュア資格規則 主要な変更点の解説

はじめに

4年に1度の規則改訂に伴い、アマチュア資格規則も改訂が行われました。R&AとUSGAはこの改訂についてアマチュアゴルフとプロフェッショナルゴルフの区別が維持されるべきことを確認したうえで、基本的な目的として次のことを挙げています。

- ①ゴルフにとって最善であるとの国際的な合意を得ること。
- ②今回の規定が適切であると同時にゴルフが持つ伝統に忠実であること。
- ③規定が長く有効で、施行可能なものであること。
- ④あらゆる段階でのゴルフに対応出来る規定であること。

また、2012年規則ではアマチュア資格規則裁定集の規定と解釈も規則の一部となることにより、アマチュア資格裁定集の日本語版も公開されることとなります(年内にJGAホームページに掲載予定)。

さらに、JGAではアマチュア資格規則の規定を日本国内において別途解釈すべきものについてガイドラインを策定しましたので併せてご参照下さい。

2012年規則主要な変更点

定義「アマチュアゴルファー」

アマチュアゴルファーの定義をより明確に規定しました。

「アマチュアゴルファー」とは、競技としてプレーするか、娯楽としてプレーするかにかかわらず、職業としても、金銭的利益のためでもなく、ゴルフのもたらす挑戦のためにゴルフをプレーする人をいう。」

定義「ゴルフの手腕や名声」

アマチュア資格規則では、アマチュアゴルファーの中でも手腕や名声があるアマチュアを区別し、他のアマチュアゴルファーよりもさらに制限を加えています(例、規則6)。JGAのガイドラインでは例えば、日本アマチュアゴルフ選手権競技の優勝者や、プロツアー競技でプレーしたことのあるアマチュアゴルファーを「ゴルフの手腕や名声」のあるアマチュアゴルファーと解釈しています。

これまでの規則では、過去に一度でも「ゴルフの手腕や名声」を有したことがあるアマチュアは以後はずっと「ゴルフの手腕や名声」のあるアマチュアゴルファーであると解釈されていました。しかし、「ゴルフの手腕や名声」は衰えることもあるので、2012年規則では最後に「ゴルフの手腕や名声」のあるアマチュアゴルファーに該当して以後5年間を経過したら、「ゴルフの手腕や名声」は失うことになりました。

例えば、10年前に日本ジュニアゴルフ選手権に優勝して以後、JGAのガイドラインに規定されている「ゴルフの手腕や名声」のあるアマチュアゴルファーに該当することなく今に至っている場合、そのアマチュアゴルファーは「ゴルフの手腕や名声」を有しないふつうのアマチュアゴルファーとなります。

定義「賞品券」

これまでの規則では賞品券と交換できるのは倶楽部のプロショップなどの商品に限られていましたが、2012年規則ではサービスに対する賞品券も認められるようになりました。クレジットカード会社などの券面に金額のみが記されている賞品券を賞品とすることもできますが、75,000円以下のものでなければなりません。

規則 1-3. 規則の目的

なぜアマチュアゴルファーとプロフェッショナルゴルファーを区別し、制約を課す必要があるのか、この規則の目的を強調するために修正されました。

「規則の目的は、アマチュアゴルフをプロフェッショナルゴルフとは異なるものとしてはっきりと区別し、ゴルフ規則やハンディキャップに関しては自主規制が原則であるアマチュアゴルフを行き過ぎたスポンサーシップや金銭的報償によって生じる圧力から解放することにある。」

規則 2-2. プロフェッショナリズム; 契約と合意

これまでの規則ではアマチュアゴルファーが企業やエージェントと契約した場合、アマチュア資格を喪失することになっていました。2012年規則では、**18歳以上**のアマチュアゴルファーが将来プロフェッショナルゴルファーとなったときに企業やエージェントと契約するということがアマチュアゴルファーである間に契約できるようになりました。つまり、将来契約することを事前に契約しておくことが認められます。ただし、契約をしてもアマチュアゴルファーである間は、いかなる恩恵も受けることができません。

以下は認められない例です。

- ① アマチュアゴルファーである間に特定の競技、イベントに参加することを契約すること。
- ② アマチュアゴルファーである間に特定の用具を使用することを契約すること。
- ③ アマチュアゴルファーである間に、マネージメントやその他のサービスを受けること。
- ④ 契約したことを公表すること(規則 6 に違反する)。

規則 3-2a. 賞品の限度額

これまでの規則では日本ではジュニアゴルファーが受け取ることができる賞品の限度額を 50,000 円であると規定していましたが、2012年規則では原則のとおり限度額(75,000 円)をジュニアゴルファーにも適用することになりました。

規則 3-2b. ホールインワン賞

アマチュアゴルファーは賞金のためにプレーしたり、小売価格 75,000 円を超える賞品を受け取ることはできません。2012年規則ではホールインワンの賞に限っては賞金を設定しても良いし、賞品の限度額の制限もなくなりました。ニヤピン賞やドラゴン賞についてはこの例外に該当せず原則どおりの規定が適用となります。

規則 4-3. 生計費

アマチュア資格規則はこれまで教育機関からの助成金や奨学金を受けることを規則 6-5 で認めていましたが、教育機関からの助成金や奨学金を受け取ることができないプレーヤー(例、社会人)に対する支援について規定されていませんでした。

2012年規則では教育機関に属していない才能のある個々のプレーヤーたちへの支援について規則 4-3 を新設して規定しています。

この規則により、将来有望なアマチュアゴルファーが基本的な生活費を賄えないために、ゴルフを続けるために働くか、プロフェッショナルに転向すべきかの決断を強要されることなく、アマチュアゴルファーとしてキャリアを続けて妥当な時期にそうした決断をすることができます。

なお、このような状況下で必要最低限の生計費を受けるためには、統轄団体の承認を得て、その統轄団体より支払われることが条件となります。

以上